仕様書（案）

1　件名

旧板橋第四中学校跡地複合施設整備に係る管理運営計画及び地域協働推進支援業務委託

2　目的

旧板橋第四中学校跡地に整備する複合施設は、地域交流機能に加え、行政機能、教育機能及び防災機能を備えた施設として整備を行う。

本業務では、施設利用者及び施設運営者の視点から施設の利用方法や運営方針を整理し、管理運営計画の策定を支援するとともに、地域協働の推進を図り、地域住民、施設利用者及び旧板橋第四中学校卒業生等の参加を通じて、新施設への期待感の醸成及び旧板橋第四中学校の歴史や地域文化の継承に向けた取組を実施、また、本施設の立地特性を踏まえ、災害時に地域内輸送拠点としての機能を発揮できるよう、平常時と非常時の双方の視点から持続可能な管理運営のあり方を検討する。

あわせて、区及び施設設計者と協働し、運営計画と施設計画の整合を図りながら、運営面及び施設・空間面の管理運営計画を策定するとともに、施設計画の検討を行う。

3　契約期間

令和9年4月1日から令和 11 年3月 31 日（24 月）まで

※ただし、契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

4　履行場所

旧板橋第四中学校跡地、複合化する各施設及び板橋区役所

※詳細は別紙1のとおり

5　業務内容

別紙2「令和9年度業務概要書」及び別紙3「令和 10 年度業務概要書」のとおり

複合化する既存施設（機能）は次のとおり

⑴板橋フレンドセンター

⑵南部土木サービスセンター

⑶富士見地域センター

⑷大原生涯学習センター

⑸富士見台児童館

⑹いたばし総合ボランティアセンター

⑺富士見おとしより相談センター

⑻防災備蓄倉庫・地域防災倉庫
⑼旧板橋第四中学校記念品展示室
⑽その他
①非常時の避難所等防災機能
②多目的スポーツ広場機能
③民間収益施設等
※管理・運営予定者が提案する施設（機能）のほか、既存施設（機能）と連携して複合施設の利便性や魅力を向上させる民間収益施設等の導入に係る検討は、本業務委託の対象とする。

6　支払方法

支払は、単年度ごとに履行確認後、受託者の請求に基づき一括で支払う。

7　その他

⑴　この契約の取扱い業務を第三者に委託し、又は請け負わせて（「再委託等」という。）はならない。ただし、本委託業務の一部について第三者に再委託等をする必要がある場合には、あらかじめ再委託等する事業者名（「再受託者等」という。）、再委託等の内容、事業執行の場所及び従事者について書面をもって区に通知し、区の書面による承諾を得なければならない。

⑵　この契約による業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

⑶　本委託契約等に関する協議や打合せ等に関する必要経費は受託者の負担とする。

⑷　本委託遂行及び成果物を作成する上で必要なドキュメント等の貸与については、文書による申請を受けたうえで、決定するものとする。
①本業務の履行上不要となった資料がある場合、または区から返却請求があった場合は、速やかに資料を区に返却するものとする。
②区より提供された資料を本委託業務以外の目的のために使用しないものとする。
③紛失または破損した場合は直ちに区に報告し、区の指示にしたがって措置するものとする。

⑸　成果品及び使用したイラスト等の著作権及び版権は、区に帰属するものとする。

⑹　本委託にあたり、区と連絡を密に取り、作業の進捗に支障のないようにすること。

⑺　受託者と区の間におけるデータの授受については、次の点を遵守する。
①原則として外部記録媒体は使用せず、区指定の「ファイルストレージシステム」を用いて授受を行う。「ファイルストレージシステム」の利用ができない場合は、その理由を明らかにし、区の指示を受けること。
②使用するファイル等は、作業開始前にウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入り、作業終了後は同様にウイルスチェックを実施し、安全

を確認すること。

⑻ 個人情報の取り扱いについては、別紙４「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」によること。

⑼ 区民との接触がある場合には、丁寧に応接し、区民に不信感・不快感を生じさせることのないようにすること。

⑽ その他、本仕様書に定めのない事項又は解釈上疑義の生じたものについては、区と協議の上、決定するものとする。

８ 担当

板橋区役所政策経営部政策企画課区有地活用担当係　担当：添田
板橋区役所政策経営部政策企画課総合計画係　担当：吉田
板橋区役所経営戦略課施設機能連携担当係　担当：村上
電話：03-3579-2013